

授業における教材の役割

学校の授業の中で欠かすことのできない教材。普段どのような役割を果たしているのでしょうか。

《 授業と「教材」 》

学校では国語や算数・数学などの教科の授業を計画的に行っていますが、それぞれの教科にはそれぞれの学年に応じた目標と目標を実現するために必要な学習内容が教科書として整備されています。

また、授業では教科書とともにドリルやワークなどを使用していますが、これらの教科書やドリル、ワークなどをまとめて「教材」と言っています。授業や子どもの学習活動は、これらの「教材」を活用することによって成立っています。

参考

☞教材の使用は法律に定められています

学校教育法第34条では、小学校における教科書の使用義務を規定しており、教科書以外の教材については「有益適切なものは、これを使用することができる。」としています。この規定は小学校以外にも準用されています。

《 授業と教科書 》

教科の授業では教科書を使用することが法律で決められています。また、教科書は各教科の目標と学習内容の基準を示した学習指導要領（文部科学大臣「告示」）に基づいて作成されていますので同じ学年であれば同じ目標に向けて、同じ学習内容で学習することになります。

しかし、教科書の記述内容をすべて学習する必要はなく（初等中等教育局長「通知」）、授業では各学校の置かれている地域の実態や子どもの学習状況に応じて各学校で工夫しながら活用しています。

参考

☞文部科学省では、補助教材の使用や重要性について、通知を出しています

1. 補助教材の使用について

- (1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること。（以下略）
- (2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

文部科学省 学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

（平成27年3月4日）より引用

《 授業と「図書教材」 》

子どもが授業で学力を確実に身に付けるためには教科書による学習を振りかえったり深めたりする学習活動が大切ですが、その際、ドリルやワーク、資料集などの教科書以外の補助教材（ここでは「図書教材」）の活用が欠かせません。なお、これらの「図書教材」の使用は法令によって認められています。

「図書教材」の多くは専門の教材出版社が、それぞれの教科指導の専門家の協力を得て作成したものです。また、日本図書教材協会に加盟する教材出版社では、各教科の学者、教師で構成する「学校教材調査会」において、教材の内容を調査し、必要な改善・充実を図っています。